

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）8 月 1 0 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

固定資産の評価及び価格の決定に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）7 月 2 4 日付けで諮問（第 8 6 8 号）された固定資産の評価及び価格の決定に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。)第 1 2 条第 1 項第 4 号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第 1 8 条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たり必要な個人情報を、目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

藤沢市内の森林については、みどり保全課において、森林法第 5 条に基づく神奈川県地域森林計画で対象となっている山林を示す神奈川県が作成した森林計画図（以下「森林計画図」という。）を使用し、森林法に基づく伐採届出制度や森林の土地所有者届出制度などの事務を行っており、該当地の位置を紙の地図である森林計画図と明細地図を突き合わせることで確認している。

しかし、2 0 1 7 年（平成 2 9 年）4 月 1 日に森林法が一部改正され、市町村は、森林法に基づく伐採届出制度や森林の土地所有者届出制度などの事務を適切かつ効率的に行うために、神奈川県地域森林計画で対象となっている森林

の土地に関する情報を記載した林地台帳及びその森林の土地に関する地図（以下「林地台帳付属地図」という。）を作成するとともに、個人の権利利益を害するもの等を除き公表することとなった。公表する情報については、その土地の所在、地番、登記地目、面積及び森林計画図に地番を追記したもの（筆界の記載がないもの）である。

みどり保全課が、林地台帳及び林地台帳付属地図を作成するにあたっては、土地の所有状況を把握する必要があるが、みどり保全課では土地情報及び地番図を保有していないため、資産税課が保有する土地情報及び地番図が必要であり、また、藤沢市一般業務支援GISに取り込み、コンピュータ処理が必要であることから、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を利用させることについて

ア 目的外利用させる課

みどり保全課

イ 個人情報を利用させることの必要性について

森林法改正に伴う林地台帳及び林地台帳付属地図の作成のためには、神奈川県地域森林計画で対象となっている山林の土地の形状と地番がわかる図面と土地の情報が必要となるが、みどり保全課ではその情報を保有していない。藤沢市全域の公図を取り込み、地番図と同様のものを作成し、土地の情報を調査するには高額な費用と相当な時間を要し、森林法が施行期限とする2019年（平成31年）3月31日までの作成に他の方法がないことから、資産税課が保有する土地課税台帳、土地補充課税台帳及び税務地図の情報について、目的外に利用させる必要があると判断する。

ウ 目的外利用させる個人情報

資産税課が保有する表1に掲げる情報である。

表1

調査事項	必要な情報
1. 土地課税台帳及び土地補充課税台帳のうち、神奈川県地域森林計画で対象となっている土地で、課税（現況）地目が山林である土地の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者住所</li> <li>・所有者氏名</li> <li>・所在地名</li> <li>・地番（枝番）</li> <li>・課税（現況）地目</li> <li>・登記地目</li> <li>・課税（現況）地積</li> <li>・登記地積</li> </ul>
2. 税務地図のうち、神奈川県地域森林計画で対象となっている土地で、課税（現況）地目が山林である土地の情報 縮尺1/2, 500	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地番図</li> </ul>

各項目全て電子情報

(3) 個人情報の引き渡し方法について

必要となる表1の1の土地情報については、IT推進課にてデータの抽出を行い、IT推進課からみどり保全課へ電子媒体(CD-ROM)で引き渡す。表1の2の地番図は、資産税課保有システムから当該保守業者がデータを抜き出し、CSV形式及びShape形式のデータにて資産税課職員からみどり保全課職員へ引き渡す。引渡しに使用する電子媒体は、パスワード付きUSBを利用し、引渡しの際には引き渡し確認の文書を作成し、資産税課及びみどり保全課双方で取り交わす。これら電子媒体をみどり保全課から受託業者へ引き渡す。

(4) 個人情報を目的外利用させることに伴う本人通知の省略について

今回、利用させる個人情報は、神奈川県地域森林計画で対象となっている山林の土地情報及び地番図であり、対象民有林面積が385.54haと市域の約6%を占め、通知先が概ね3,000件前後になる見込みから、その費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれる。

以上から、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

なお、代替え措置として、資産税課保有の土地課税台帳、土地補充課税台帳及び税務地図をみどり保全課に目的外に利用させることについて、広報に掲載し周知する。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

今回作成する地番図は、概ね3,000件前後の山林の土地を管理するため、電子化された藤沢市森林計画図との重ね合わせ、検索・集計等の作業が必要であり、また、森林法が定める施行期限までの期間が短いことから、コンピュータ処理が必要となるものである。

イ コンピュータ処理する個人情報について

表1に掲げる情報

ウ 安全対策について

コンピュータ処理後に引き渡す電子媒体については、次のとおり個人情報の管理に努めさせる。

(ア) その業務に当たる必要最低限の職員のみが利用すること。

(イ) 本業務の目的以外には利用しないこと。

(ウ) 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること。

(I) 不要となったときは、速やかに廃棄すること。

以上に加え、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針 及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程に則り、安全対策に努めさせることとする。

(6) 包括承認について

土地の情報は日々変化するため、目的外に利用させる情報から作成された林地台帳においても、常に正しい情報に更新する必要がある。みどり保全課がその変化を個別に毎年更新していくのは相当な事務量を要するため、事務の軽減と的確な事務執行のため、土地課税台帳、土地補充課税台帳及び税務地図は毎年更新し、

最新の情報を利用させる必要がある。

- (7) 実施年月日  
2018年(平成30年)4月以降
- (8) 提出資料  
個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

#### (1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

森林法改正に伴う林地台帳及び林地台帳付属地図の作成のためには、神奈川県地域森林計画で対象となっている山林の土地の形状と地番がわかる図面と土地の情報が必要となるが、みどり保全課ではその情報を保有していない。藤沢市全域の公図を取り込み、地番図と同様のものを作成し、土地の情報を調査するには高額な費用と相当な時間を要し、森林法が施行期限とする2019年(平成31年)3月31日までの作成に他の方法がないことから、資産税課が保有する土地課税台帳、土地補充課税台帳及び税務地図の情報について、目的外に利用させる必要があるとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要があると認められる。

#### (2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

今回、利用させる個人情報は、神奈川県地域森林計画で対象となっている山林の土地情報及び地番図であり、対象民有林面積が385.54haと市域の約6%を占め、通知先が概ね3,000件前後になる見込みから、その費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれる。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由が認められる。

#### (3) コンピュータ処理を行うことについて

##### ア コンピュータ処理の必要性について

今回作成する地番図は、概ね3,000件前後の山林の土地を管理するため、電子化された藤沢市森林計画図との重ね合わせ、検索・集計等の作業が必要であり、また、森林法が定める施行期限までの期間が短いことから、コンピュータ処理が必要となるとのことである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

##### イ 安全対策について

実施機関が、コンピュータ処理後に引き渡す電子媒体について講じる安全対策は、次のとおりであり、加えて、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針 及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程に則り、安全対策に努めさせることとしている。

- (ア) その業務に当たる必要最低限の職員のみが利用すること。

- (イ) 本業務の目的以外には利用しないこと。
- (ウ) 管理責任者を定め，紛失等の事故が生じないように管理すること。
- (I) 不要となったときは，速やかに廃棄すること。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより，コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上